

＜主な検討事項 事務局作成メモ＞

1. 就学前段階の支援の在り方

- 外国人幼児等に対する乳幼児期の教育の重要性についてどう考えるか。
- 就学前におけるプレスクール等の支援の在り方についてどう考えるか。

(参考)

- プレスクール実施率（外国人の子供の就学状況等調査（速報））
実施率：4.0% 69/1741（実施自治体数）

2. 日本の生活や文化に関する教育、母語指導、異文化理解や多文化共生の考え方に基づく教育の在り方

- 義務教育段階における母語・母文化支援の必要性についてどう考えるか。教育課程内外で支援をどのように提供していくのか。
- 「異文化理解や多文化共生の考え方」とは何か。それらを各教科等の学習の中にどのように反映させればよいか。
- 保護者（外国人・日本人）へのアプローチをどのように行えばよいか。

3. 関係機関・支援団体・企業等との連携

- 自治体内関係部署（多文化共生部署、福祉部署等）、国際交流協会等の外郭団体、NPO等の民間団体、企業等の関係機関との連携をどのように図るか。特に、
 - ・地域にどのような関係機関があり、どのようなリソースを有していることを学校側でどのようにして把握するか。
 - ・関係機関側からアプローチを図りやすくするために、教育委員会・学校側で講ずべき方策はあるか。
- NPOやボランティア団体で実施される日本語教室との連携は極めて重要だと考えられるが、児童生徒に関する情報の連携を含め、どのような工夫が必要となるか。
- 学校内での居場所づくりの支援をどのように進めるか。
- 地域の連携体制の強化に向けて、行政レベルでどのような制度的な対応が考えられるか。
 - ・多文化共生の推進に係る指針・計画の策定（全国823団体で策定）
 - ・日本語教育推進法に基づき今後定められる地方公共団体の基本的な方針（努力義務）
- これまでの社会貢献の観点に加え、日本語教育推進法において、事業者の責務

として、国又は地方公共団体が実施する施策に協力するとともに、その雇用する外国人等及びその家族に対する日本語学習の機会の提供等の支援に努めるものとされたことを受け、企業との間でどのような連携が考えられるか。

- ・ 外国籍児童就学支援事業（サンタ・プロジェクト）（長野県）
- ・ 日本語学習支援基金の造成、企業憲章のとりまとめ（愛知県）
- ・ 子どものための日本語学習支援基金の造成（静岡県）

外国人の受入れ・共生のための教育推進検討チーム報告 概要 ～日本人と外国人が共に生きる社会に向けたアクション～

背景 近年、小学校、中学校、高等学校等における日本語指導が必要な児童生徒数及びそれ以外の国内の日本語学習者数は大幅に増加しているとともに、外国人の子供の不就学を始めとして教育環境に係る問題も指摘されている。また、新たな在留資格が2019年4月より創設され、将来的には家族帯同による外国人の子供を含む更なる増加も見込まれる。

景 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を踏まえつつ、外国人の子供の教育、日本語教育、外国人留学生の国内就職促進等に係る課題を深掘りし、充実させるための方策について検討（2019年1月～6月、8回開催）。

重点的に進めるアクション

外国人児童生徒等への教育の充実

学校におけるきめ細かな指導体制の更なる充実

- ① **学校における教員・支援員等の充実**
 - ・多言語化への対応（多言語翻訳システムの活用、遠隔教育の充実）
- ② **教員の資質能力向上**
 - ・指導者派遣の仕組みを構築し、全国的な研修機会を確保
- ③ **進学・キャリア支援の充実**
 - ・高校生に加えて、中学生の支援を充実
 - ・高校入試における外国人生徒への特別な配慮を促進
- ④ **障害のある外国人の子供への支援**
 - ・特別支援学校等においても、日本語指導補助者や母語支援員等を配置
 - ・特別支援教育と外国人児童生徒指導の双方を学ぶ教員研修の機会を充実

地域との連携・協働を通じた教育機会の確保と共生

- ⑤ **外国人の子供の就学状況の把握及び就学促進**
 - ・就学状況の全国調査を実施し、就学促進に向けた支援を充実
 - ・多言語での就学案内を徹底、外国人のための就園ガイド（仮称）を作成
- ⑥ **夜間中学の設置促進等・教育活動の充実**
 - ・全ての都道府県・政令市に少なくとも一校が設置されるよう促進
 - ・日本語指導等を含む教育活動の充実
- ⑦ **異文化理解や多文化共生の考え方に基づく教育の充実**
 - ・母語・母文化を尊重しつつ、日本語・日本文化への理解を促進

外国人に対する日本語教育の充実

- ① **日本語教育の機会確保**
 - ・国及び地方公共団体における地域日本語教育の総合的な体制整備の推進
 - ・日本語学習 I C T教材の対応言語を拡大（8→14言語）
- ② **日本語教師の質の向上**
 - ・「日本語教師の日本語教育能力の判定に関する基本的な考え方（2019年3月）」を踏まえ、日本語教師の資格化を進める
 - ・就労者等に対する日本語教師の研修カリキュラムを一層普及
- ③ **日本語教育機関の質の向上**
 - ・法務省告示日本語教育機関の質の向上に向け、法務省と連携を継続

留学生の国内就職促進・在籍管理の徹底

- ① **留学生の国内就職の促進**
 - ・外国人留学生の就職を促進するプログラムを認定
 - ・「在留資格」の切り替えが確実に行われるよう、地域単位での在留資格変更に係る研修会を実施
 - ・大学等の就職率等の情報を日本学生支援機構の特設サイトに掲載
- ② **留学生の在籍管理の徹底**
 - ・留学生の在籍管理状況の迅速・的確な把握と指導の強化
 - ・在籍管理の適正を欠く大学等に対する在留資格の厳格化
 - ・留学生別科に対し、日本語教育機関に関する法務省告示基準に準じた基準策定及び適合性の確認

（基本理念）

第3条

7 日本語教育の推進は、我が国に居住する幼児期及び学齢期（満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから満15歳に達した日の属する学年の終わりまでの期間をいう。）にある外国人等の家庭における教育等において、使用される言語の重要性に配慮して行わなければならない。

（地方公共団体の責務）

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、日本語教育の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた方策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業主の責務）

第6条 外国人等を雇用する事業主は、基本理念にのっとり、国又は地方公共団体が実施する日本語教育の推進に関する施策に協力するとともに、その雇用する外国人等及びその家族に対する日本語学習（日本語を習得するための学習をいう。以下同じ。）の機会の提供その他の日本語学習に関する支援に努めるものとする。

（連携の強化）

第7条 国及び地方公共団体は、国内における日本語教育が適切に行われるよう、関係省庁相互間その他関係機関、日本語教育を行う機関（日本語教育を行う学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校をいう。）を含む。以下同じ。）、外国人等を雇用する事業主、外国人等の生活支援を行う団体等の関係者相互間の連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

学習指導要領における多文化共生に関する記述 抜粋

○小学校 平成29年告示（中学校・高等学校編でも同様の記述あり）

前文

- 5 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

これからの学校には、こうした教育の目的及び目標の達成を目指しつつ、一人一人の児童が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の作り手となることができるようにすることが求められる。

※中学校 平成29年告示、高等学校 平成30年告示

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（H30.12.25）抜粋

I 基本的な考え方

総合的対応策は、外国人材を適正に受け入れ、共生社会の実現を図ることにより、日本人と外国人が安心して安全に暮らせる社会の実現に寄与するという目的を達成するため、外国人材の受入れ、共生に関して、目指すべき方向性を示すものである。

（中略）

その環境整備に当たっては、受け入れる側の日本人が、共生社会の実現について理解し協力するよう努めていくだけでなく、受け入れられる側の外国人もまた、共生の理念を理解し、日本の風土・文化を理解するよう努めていくことが重要であることも、銘記されなければならない。

(2) 多文化共生に係る指針・計画の策定状況

総務省では、2006年3月に「地域における多文化共生推進プラン」を策定し、全国の地方自治体に対し、多文化共生の推進に係る指針・計画を策定するとともに、多文化共生施策の計画的かつ総合的な実施を促してきた。

プランの策定以降、外国人住民が多く住む地方自治体などを中心に多文化共生に係る指針等の策定が進み、2018年4月時点で、都道府県や指定都市、外国人集住都市議会議員都市ではほぼ100%の策定状況となっている。その一方で、市区町村（指定都市除く）では、約4割程度の策定状況となっており、取組に濃淡があるところである。今後、全国の市区町村で多文化共生の取組がますます重要となっていくものと考えられる。

図表5 地方自治体における多文化共生の推進に係る指針・計画の策定状況【2018(平成30年)4.1時点】

- 地方自治体全体: 823団体(約46%)が策定
- ・都道府県: 45団体(約96%)が策定
 - ・指定都市: 20団体(100%)が策定
 - ・外国人集住都市議会議員都市: 15団体(100%)が策定
 - ・市区町村(指定都市除く): 758団体(約44%)が策定

回答	都道府県	指定都市	市(指定都市除く)	区	町	村	全体	外国人集住都市議会議員都市
1. 多文化共生に関する指針・計画を単独で策定している	17(36%)	9(45%)	65(8%)	6(26%)	2(0%)	0(0%)	99(6%)	8(53%)
2. 国際化施策一般に関する指針・計画の中で、多文化共生施策を含めている	19(40%)	9(45%)	58(8%)	2(9%)	7(1%)	0(0%)	95(5%)	1(7%)
3. 総合計画の中で、多文化共生施策を含めている	9(19%)	2(10%)	397(51%)	10(43%)	188(25%)	23(13%)	629(35%)	6(40%)
策定している(計)	45(96%)	20(100%)	520(67%)	18(78%)	197(26%)	23(13%)	823(46%)	15(100%)
4. 策定していないが、今後策定の予定がある	2(4%)	0(0%)	19(2%)	3(13%)	17(2%)	1(1%)	42(2%)	0(0%)
5. 策定しておらず、今後策定の予定もない	0(0%)	0(0%)	232(30%)	2(9%)	530(71%)	159(87%)	923(52%)	0(0%)
策定していない(計)	2(4%)	0(0%)	251(33%)	5(22%)	547(74%)	160(87%)	965(54%)	0(0%)
総計	47(100%)	20(100%)	771(100%)	23(100%)	744(100%)	183(100%)	1788(100%)	15(100%)
自治体数	47	20	771	23	744	183	1788	15

(注1) 平成30年4月総務省自治行政局国際室による。(平成30年4月1日現在)

(注2) 「外国人集住都市議会議員都市」とは、平成13年に浜松市が中心となって設立された「外国人集住都市会議」の会員都市を指し、平成30年4月1日現在、群馬県太田市・大泉町、長野県上田市・飯田市、岐阜県美濃加茂市、静岡県浜松市、愛知県豊橋市・豊田市・小牧市、三重県津市・四日市市・鈴鹿市・亀山市・伊賀市、岡山県総社市の15団体となっている。

(3) 多文化共生に関するアンケート調査

総務省では、本研究会の開催に先立ち、2018年9月に都道府県、指定都市、中核市等の地方自治体を対象に、多文化共生の取組状況等を把握することを目的にアンケート調査を実施した。(アンケート調査結果の概要は参考資料4を参照)

なお、回答があった536団体のうち、多文化共生に関する指針等の策定済み団体が421団体、未策定団体は115団体であった。

①重点的に取り組んでいる分野

多文化共生に関する指針等の策定済み団体において、現在重点的に取り組んでいる分野に関するアンケートの調査結果は以下のとおりであった。

図表6 多文化共生に関して重点的に取り組んでいる分野 (複数回答)



都道府県では、「防災に関する支援」を挙げた団体が最も多く、「地域における情報の多言語化」、「教育に関する支援」、「地域社会に対する意識啓発」といった分野が続いている。

指定都市では、「地域社会に対する意識啓発」を挙げた団体が最も多く、「地域における情報の多言語化」、「防災に関する支援」、「教育に関する支援」といった分野が続いている。

市区町村では、「地域における情報の多言語化」を挙げた団体が最も多く、「日本語

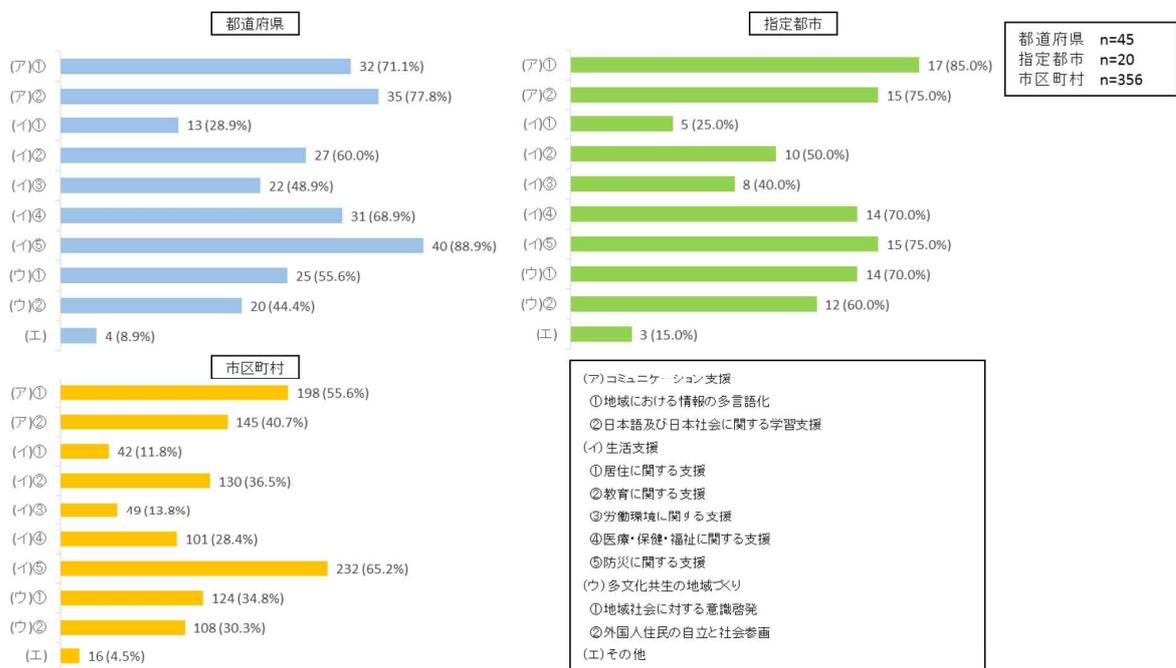
及び日本社会に関する学習支援」、「地域社会に対する意識啓発」、「教育に関する支援」といった分野が続いており、より日常の生活に関連した分野が多く挙げられた傾向であった。

全体としては、順位は異なるものの、多く挙げられた分野としては都道府県・指定都市・市区町村のいずれも同様の傾向であった。

②現在課題と認識している分野

現在課題と認識している分野に関するアンケートの調査結果は以下のとおりであった。

図表7 多文化共生に関して現在課題と認識している分野（複数回答）



都道府県では、「防災に関する支援」を挙げた団体が最も多く、「日本語及び日本社会に関する学習支援」、「地域における情報の多言語化」、「医療・保健・福祉に関する支援」といった分野が続いている。

指定都市では、「地域における情報の多言語化」を挙げた団体が最も多く、「日本語及び日本社会に関する学習支援」、「防災に関する支援」、「地域社会に対する意識啓発」といった分野が続いている。

市区町村では、「防災に関する支援」を挙げた団体が最も多く、「地域における情報の多言語化」、「日本語及び日本社会に関する学習支援」、「教育に関する支援」といった分野が続いている。

学校における外国人児童生徒等に対する教育支援の充実方策について（報告）
（学校における外国人児童生徒等に対する教育支援に関する有識者会議（H28.6） 抜粋

V 外国人の子供等の就学・進学・就職の促進

2. 今後の方向性及び具体的方策（提言）

（3）外国人児童生徒等の社会的・経済的自立のための教育の推進

（企業等との連携によるキャリア教育・インターンシップ等の推進）

- 外国人生徒等の進学・就職を通じた社会的・経済的な自立を促進する観点から、学校、地方公共団体は、外国人生徒等のための進路指導・キャリア教育・インターンシップ等の取組を一層推進することが必要である。
- また、これらの活動にあたっては、地域で外国人労働者を多く受け入れている又は、グローバル人材を積極的に活用する企業等との連携を図ることも有効である。現在、多くの地域において、企業等を含めた地域の関係者が参画する連絡協議会を開催して連携の促進を図っていることに加え、一部の地域では、外国人労働者を雇用する地域の企業等が、現場見学やキャリア教育のための講師等を学校に派遣する等、企業と学校・地方公共団体が具体的な連携を行っている例もみられる。国には、これらの企業等との連携に関する情報を収集し、学校・地方公共団体に広く発信・普及すべきである。

取組事例

1. 外国籍児童就学支援事業（サンタプロジェクト）（長野県）

長野県内の外国人児童の就学支援等を通じ、その教育の機会及び福祉の増進を図る。

<支援団体（31団体）>

長野県日本語ネットワーク、上田市多文化共生推進協会、特定非営利活動法人伊那国際交流協会、飯田国際交流推進協会、公益財団法人おかや文化振興事業団国際交流センター、特定非営利活動法人クローバーコミュニケーション信州、フリマネット信州、社会福祉法人長野県社会福祉協議会、一般社団法人長野県経営者協会、長野県中小企業団体中央会、一般社団法人長野県商工会議所連合会、長野県商工会連合会、J A長野中央会、日本労働組合総連合会長長野県連合会、一般社団法人長野県労働者福祉協議会、一般社団法人長野県連合婦人会、一般社団法人長野県連合婦人会、日本放送協会長野放送局、信越放送株式会社、株式会社長野放送、株式会社テレビ信州、長野朝日放送株式会社、長野エフエム放送株式会社、信濃毎日新聞株式会社、株式会社長野日報社、独立行政法人国際協力機構駒ヶ根青年海外協力隊訓練所、公益社団法人信濃教育会、長野県PTA連合会、長野県市長会、長野県町村会長長野県、長野県教育委員会

(1) 外国籍児童就学援助金

以下の要件に該当する外国籍児童に、選考の上、月額2万円（特別援助金）または月額1万円（普通援助金）を支給。

- ・6歳以上15歳以下であること。
- ・母国語教室に就学する予定または既に就学していること。
- ・経済的に就学が困難であること。
- ・母国語教室及び複数の保護者の代表から推薦を受けていること。

(2) 母国語教室整備助成金

外国籍児童の教育環境の充実を目的として、その施設・設備などを整備する母国語教室に、選考の上、1校あたり年額20万円を支給。

(3) 教科書購入助成金

外国籍児童・生徒の経済的負担となっている教科書購入費の一部を助成します。学齢期の児童のうち、教科書を購入する児童・生徒に対し、1人当たり1万円を限度に予算の範囲内で助成金を交付。

(4) 国語教室等への教材・機器等の提供

母国語教室等が必要としているノート、本、パソコンなどの皆様からのご提供について、コーディネート。

(5) 母国語教室在籍児童・生徒の健康診断事業

ブラジル人学校などに在籍している児童生徒の健康診断費用への助成を実施。

・医科健診など

(6) 外国籍児童就学支援活動への助成

外国籍市民支援団体等が行う外国籍児童就学支援事業に対し交付金（1事業あたり上限5万円）を交付し、活動の支援を行う。

(7) 外国籍児童生徒等日本語学習コーディネーター事業

2016年度から、外国籍児童生徒等の日本語学習に係る学校担当教職員、地域支援者及び児童生徒等の保護者等との連携を図り、この外国籍児童生徒等の日本語学習環境の向上のため、県内各地域を担当するコーディネーター3名が支援活動を実施。

(8) 外国籍生徒等進学ガイダンス事業

日本語を母国語としない児童生徒及びその保護者などを対象に、進学や進路についての必要な情報提供などを行い、その児童生徒の将来の進路選択の一助になる場として、県下4会場で進学ガイダンスを開催。

2. 日本語学習支援基金の造成、企業憲章のとりまとめ（愛知県）

○日本語学習支援金の造成

2008年度から愛知県と公益財団法人愛知県国際交流協会では、「日本語学習支援基金」を活用し、外国人児童生徒の日本語学習を支援。

<支援企業・団体（88団体、個人14件）>（平成30年11月1日時点）

アイシン・エイ・ダブリュ株式会社、株式会社愛知銀行、愛知県教員組合、公益社団法人愛知県宅地建物取引業協会、愛知製鋼株式会社、伊勢湾海運株式会社、いちい信用金庫、伊藤忠商事株式会社、イノチオホールディングス株式会社、H I C豊安工業株式会社、N D S株式会社、株式会社大木家、株式会社大嶽安城、岡崎信用金庫、岡谷鋼機株式会社、小原建設株式会社、蒲郡信用金庫、株式会社川瀬電気工業所、株式会社共栄組、共和食品工業株式会社、株式会社きんでん、小池商事株式会社、株式会社コムライン、株式会社サーラコーポレーション、ササキセルム株式会社、株式会社ジーエスエレクトック、株式会社ジェイテクト、新英金属株式会社、新日鐵住金株式会社、株式会社杉浦製作所、住友理工株式会社、せいりん総合法律事務所、大三紙業株式会社、玉野総合コンサルタント株式会社、株式会社中京銀行、中部国際空港株式会社、中部電力株式会社、株式会社デンソー、東海光学株式会社、東海設備工業株式会社、東海東京証券株式会社、東邦ガス株式会社、東和不動産株式会社、徳倉建設株式会社、豊川信用金庫、豊島株式会社、豊田合成株式会社、トヨタ自動車株式会社、株式会社豊田自動織機、トヨタ車体株式会社、豊田通商株式会社、トヨタ紡織株式会社、トヨタホーム株式会社、株式会社トヨタテック、豊橋信用金庫、名古屋空港ビルディング株式会社、名古屋競馬株式会社、名古屋鉄道株式会社、株式会社ニッショー、株式会社ニデック、日本ガイシ株式会社、ニューメリカルテクノロジー株式会社、株式会社ハクヨプロデュースシステム、福玉株式

会社、株式会社フジトランスコーポレーション、ブラザー精密工業株式会社、碧海信用金庫、丸徳産業株式会社、株式会社三河機工、三井物産株式会社、三菱商事株式会社、三菱東京UFJ銀行、名港海運株式会社、ヤマサちくわ株式会社、ユタカコーポレーション株式会社、ユニーグループ・ホールディングス株式会社、リンナイ株式会社

当初の事業実施期間は2015年度末までとしていたが、愛知県の外国人児童生徒を取り巻く状況等を考慮して、2016年度以降も、企業及び県民等からの寄付金及び愛知県からの出えん金をもって再造成し、引き続き外国人児童生徒の日本語教育を支える体制づくりを継続。

<再造成の概要>

(1) 目的

外国人児童生徒の日本語学習支援等

(2) 再造成額

1億5,000万円（うち愛知県からの出えん金：7,500万円）

(3) 事業実施期間

2016年度～2020年度（5年間）

(4) 造成先

公益財団法人愛知県国際交流協会（特定公益増進法人）

○外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章

<協力団体>

社団法人中部経済連合会、岐阜県商工会議所連合会、愛知県商工会議所連合会、三重県商工会議所連合会、岐阜県商工会連合会、愛知県商工会連合会、三重県商工会連合会、社団法人岐阜県経営者協会、愛知県経営者協会、三重県経営者協会、岐阜県中小企業団体中央会、愛知県中小企業団体中央会、三重県中小企業団体中央会

外国人労働者は日本社会のルールを十分理解するよう努めることとし、企業は彼らの多様性にも配慮しながら、安全で働きやすい職場環境の確保をはじめとする以下の諸項目に自主的に取り組むこととする。

- 1 外国人労働者の日本社会への適応促進を図るため、彼らに対して日本語教育及び日本の文化や慣習等についての理解を深める機会を提供するよう努める。
- 2 外国人労働者及びその家族が地域の住民と共生できるよう、彼らの地域社会参画の機会の確保に努める。
- 3 外国人労働者の子どもが将来の日本社会あるいは母国社会を支える存在となることを考慮し、子どもの社会的自立を図るため、外国人労働者が保護者としての責任を果たすことができるよう努める。
- 4 外国人労働者が日本人労働者と同様、公正かつ良好な労働条件を享受できるよう、彼らを雇用する場合、労働関係法令等の遵守に努める。

- 5 法令遵守の観点を取り入れながら調達先・取引先を選定するよう努める。
- 6 本憲章の理念を尊重し、社内、グループ企業及び取引先に周知するよう努める。

3. 子どものための日本語学習支援基金（子ども日本語基金）（静岡県）

静岡県は、外国につながる子どもが将来、日本社会で自立した大人として生活していくことができるよう、進学や就職の鍵でもある日本語習得を地域全体で支援するため、「子どものための日本語学習支援基金（子ども日本語基金）」を創設。この基金では、県拠出金及び企業等の皆様からの寄付を活用して、外国につながる子どもの日本語習得や地域での居場所づくりを支援するとともに学習環境の整備に役立てている。

（1）日本語学習指導者派遣事業

日本語学習授業を新設・拡充する外国人学校に指導者を派遣する

（2）日本語学習教材給付事業

日本語学習に必要な教材の給付・助成を行う

（3）日本語能力試験受験料助成事業

日本語能力試験合格者へプリペイドカードを給付する

（4）提案型助成事業

4つのテーマについて提案事業を募集し、採択した団体へ助成する

※平成29年度から平成31年度の3年間に渡り実施。